

合理的配慮の問題



合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害や困難を持つ人から何らかの助けを求める意思の表明があつた場合、助けを求められた側が、過度の負担にならない範囲で、社会的障害を取り除くために行う個別の調整や変更のことです。具体的には、読み書きが困難な人にタブレットを使った学習ができるようにする、肢体不自由の人が移動できるようにスロープやエレベーターの設置をする、などがあります。

僕の三人の子どもたちもそれぞれ、視覚・聴覚に過敏があり、一斉指示が理解できない等の困難があります。学校には、合理的配慮を求める文書（137ページの資料参照）を提出しています。

この節では、わが家で行っている合理的配慮の求め方を紹介したいと思います。



合理的配慮を求める前に

子どもの「できる・できない」を見極める

合理的配慮を求めるといっても、その子の「できる・できない」の幅は大きいものです。そこで、わが家では大まかに三段階に分別して、アプローチを変えています。まず、その子は何ができて、何ができないのかをしっかりと見極めていくことが重要です。

- ①「できること」は特に問題がありません。
- ②「努力によってできそうなこと」は経過観察をしています。あまり得意ではないことでも、家とは違う環境でもまれることによって底力を発揮することがよくあります。子どもを信じることも大事です。
- ③「努力ではできないこと」、これが問題になります。詳しくは後で述べます。

学校という環境下でのお願い

学校という集団行動が基本の場所では、家庭では起こらない状況が連続します。普段の子どもの生活の観察や、担任からの報告。これらを受けて、子どもと一緒に確認することで問題と解決策が見えてきます。



例えば、一斉指示が理解できないこと。対処として、担任に個別に声かけをお願いすることができません。

黒板周辺にある掲示物が気になって板書に不都合が生じる場合。掲示物を横か後ろの壁に移動してもらおうようにお願いをする。

発言するべきではないときの不適切な発言などがある場合。挙手をして当てられてから発言をするように、本人にきちんと言い渡すようお願いをする。あるいは、「今はその話をする時間ではありません」など、適切な声かけをするようお願いをする。

こうしたことは、困難が比較的軽度なものや、周囲の声かけで大きく改善が見込まれる事象です。困難があることに気づいた段階で、連絡帳などに困難の内容と、どのような対応をしてもらいたいのか具体的に書き記し、担任に渡しています。

学年が上がったときなど、困難の内容が多岐にわたる場合は、「サポートブック」を作成して、担任と学校側に渡し、細かな説明をし、配慮を求めます（「サポートブック」の詳細は次の節で紹介します）。

「努力ではできないうつ」への合理的配慮

問題は、「努力ではできないこと」への合理的配慮です。程度によって、先生方に手助けをしてもらう必要があるものと、本当にできないのでやらせないようお願いするものとに分別します。

本当にできないことは書面化しないと後々問題になる場合があるので、文書化して学校に提出しま

す。

程度によって手助けが必要なケース

長男が小学校三年生のときに、「リコーダーの不協和音が怖い」「運動会のピストルの音が怖い」と言い出したことがありました。このとき、耳栓（デジタル含む）の使用許可を学校に求めました。

そこで、連絡帳に、

「音楽の授業でリコーダーの練習をするときに、不意のピーという音が怖くて、音楽室に入ることでも怖くてできないと言っています。本人に確認したところ、『耳栓をすれば大丈夫だし、安心できると思う』と言っているので、耳栓の使用許可をお願いいたします。耳栓を使うタイミングは本人が決められると言っていますが、耳栓を使わずに苦しそうにしている場面や、耳栓をしてもつらそうにしていると感じた場合、『外に出る?』とか『保健室に行って休む?』などの声かけをしていただけると助かります」

と書き、学校側に対応を求めました。

原因と対応を具体的に明示することで支援を受けやすくなり、担任の負担を大きく減らせます。

本当にできないことへの配慮

次男には光の過敏が強くあります。そのため、屋外用のサングラスの着用許可を求めます。屋内であっても、舞台上や、集団での写真撮影でも、本人が苦痛に感じる場合には、任意のタイミングでサングラスの着用許可を求めます。着用する・しないの判断は、次男ができるようになっていきます。